

④ 相続の承認と放棄

Q : 相続には限定承認や放棄があるのか。どのような取扱いになっているのですか？

A : 次のようになっています。

【解説】

民法では、限定承認・放棄について、次のように規定しています。

①限定承認

相続人が限定承認したときは、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して承認することができます。つまり、限定承認をすると、相続財産を超える債務は承継しなくてよいことになるわけです。なお、限定承認をする場合には、相続開始があったことを知った時から3か月以内に、その旨を家庭裁判所に申述しなければなりません。相続人が数人いるときは、すべての共同相続人が限定承認した場合に限り認められます。

②放棄

相続人が相続の放棄をしたときは、その相続人は、はじめから相続人でなかったものとして取り扱われます。したがって、相続順位や相続分などについてもその者がいなかったものとして取り扱われます。放棄も限定承認と同様に、相続開始があったことを知った時から3か月以内に、その旨を家庭裁判所に申述しなければなりません。限定承認のように共同相続人の全員がする必要はなく、1人だけでも放棄をすることができます。なお、限定承認も放棄も一度申述してしまうと取り消すことができませんので注意してください。

